

藤枝市スポーツ推進委員会 概要 ～スポーツ推進委員とは～

■ スポーツ推進委員とは

1957年（昭和32年）4月に文部省（現文部科学省）が、住民の生活に直結したスポーツの振興を図るために、体育指導委員を設置したことが始まりです。

1961年（昭和36年）の「スポーツ振興法」によって、体育指導委員のこれまでの実績を追認する形で非常勤公務員としての法的位置付けがなされました。

そして、2011年（平成23年）8月にスポーツ振興法を全面的に改正し「スポーツ基本法」が施行され、体育指導委員の名称が「スポーツ推進委員」へと変更になりました。

■ 藤枝市スポーツ推進委員会（組織及び活動）

藤枝市スポーツ推進委員は、スポーツの振興のために市民の皆さんに対して、スポーツの指導や助言を行うことを目的に、藤枝市から任命されている2年任期の非常勤公務員です。委員は、市推薦と各自治会推薦により選出され、56人（男48、女8）が活動しています。

具体的な活動としては、藤枝市主催で開催する大会やスポーツ教室の企画・運営、地域におけるスポーツの普及活動や市民の皆さんに指導・助言ができるように必要な知識と技術の習得、地域スポーツ推進のための連絡調整（コーディネート）などの活動をしています。

■ 自治会からの推薦に当たって

- ◇ 現在の自治会から選出されていますスポーツ推進委員とご相談ください。
- ◇ 地域において、社会的信望があり、地域スポーツ推進のために熱意のある方をご推薦してください。
- ◇ 男女共同参画の一環として、女性委員の積極的な推薦をお願いします。

■ 藤枝市スポーツ推進委員会

設立年月日	昭和33年4月1日	
組織	委員会	委員56名（自治会推薦52名、市推薦4名）
	運営委員会	運営委員10名（正副委員長+委員長推薦若干名）
	専門部会	普及部／広報部／事業部 ※すべての委員がいずれかの部会に所属します。
任期 ※次期	令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間（1期2年）	
会議	委員会	年7回開催（大会など各行事の前に開催します）
	運営委員会	年7回開催（委員会の前に開催します） ※委員会の運営方針等について協議します。
	専門部会	随時開催（各部会で開催します） ※活動を円滑に運営するための組織です。
実技指導 大会運営	スポーツ教室	3教室 年2期開催 1期7回
	講習会	適宜開催（指導者講習、審判講習会、応急処置など）
	大会	フレッシュテニス（6月）、ペタンク（10月） ワンバウンドふらば～る（9月、11月）、志太ペタンク（11月）、志太ワンバウンドふらば～る（2月）
	イベント	スポーツ&健康フェスタ（12月）、藤枝リバティ駅伝（1月）、 ふじえだマラソン（3月）の運営・補助
委員報酬	委員報酬（会議）5,000円/回 指導謝礼 3,000円/回 各委員の口座に振込（※出席者のみ）	
その他	スポーツ安全保険に加入。	